

人企一 1 2 6 8

令和3年10月1日

人事院事務総長

「任期付職員の採用及び給与の特例の運用について」の一部改正について（通知）

「任期付職員の採用及び給与の特例の運用について（平成12年11月27日任企一590）」の一部を下記のとおり改正したので、令和3年11月1日以降は、これによってください。

なお、この通知による改正後の「任期付職員の採用及び給与の特例の運用について」（以下「改正後の通知」という。）任期付職員法第6条関係第2項第4号に該当する場合の同項の規定の適用について、同日前に一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）第3条第2項の規定により採用された職員（採用された日に改正後の通知任期付職員法第3条及び規則第2条関係第7項の規定を適用するとしたならばその採用を同項の規定により人事院の承認があったものとして取り扱うことができるものに限る。）は、改正後の通知任期付職員法第6条関係第2項第4号に規定する人事院の承認があったものとして取り扱った者に含まれるものとして、同項の規定を適用することができるものとします。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる標記部分に傍線を付した別紙は、これを削る。

改正後	改正前
<p>任期付職員法第3条及び規則第2条 関係</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 任命権者は、任期付職員法第3条第1項の規定による承認を得ようとする場合には、次に掲げる書類を人事院事務総長に提出するものとする。</p> <p>一 <u>次に掲げる事項を記載した承認申請書</u></p> <p>(1) <u>採用予定官職（号俸又は俸給月額及び所属部課名）</u></p> <p>(2) <u>当該官職に係る業務の内容（採用予定者に期待する業績の内容を含む。）</u></p> <p>(3) <u>採用予定者の氏名</u></p> <p>(4) <u>採用予定者の高度の専門</u></p>	<p>任期付職員法第3条及び規則第2条 関係</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 任命権者は、任期付職員法第3条第1項の規定による承認を得ようとする場合には、次に掲げる書類を人事院事務総長に提出するものとする。</p> <p>一 <u>任期付職員法第3条第1項の規定による任期を定めた採用等の承認申請書（別紙1の様式による。）</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

的な知識経験又は優れた識
見の内容（資格、経歴、実
務の経験等）

(5) 任用予定期間 (新設)

(6) 採用予定者を当該業務に
当該期間を限って従事させ
る必要性 (新設)

(7) 選考基準、選考方法及び
選考結果の概要 (新設)

(8) 任期付職員法第7条第3
項の規定により承認を求め
る場合は、予定する俸給月
額に決定しようとする理由 (新設)

二 (略)

4 任期付職員法第3条第1項の
規定により任期を定めた採用を
行う場合で、次の各号のいずれ
にも該当するときは、当該採用
について同項の規定による人事
院の承認があったものとして取
り扱うことができる。この場合
において、当該採用に係る官職
が人事院規則8—12（職員の
任免）（以下「規則8—12」
という。）第18条第3項に規
定する特定官職であるときは、

二 (略)

4 任期付職員法第3条第1項の
規定により任期を定めた採用を
行う場合で、次の各号のいずれ
にも該当するときは、当該採用
について同項の規定による人事
院の承認があったものとして取
り扱うことができる。この場合
において、当該採用に係る官職
が人事院規則8—12（職員の
任免）（以下「規則8—12」
という。）第18条第3項に規
定する特定官職（以下「規則8

当該採用に係る選考について同項の規定による人事院との協議が成立したものとして取り扱うことができる。

一・二 (略)

三 採用予定者を従事させる業務に、採用予定日前3月以内の期間にその者が所属していた企業に対する処分等（法令の規定に基づいてされる行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第2号に規定する処分及び同条第6号に規定する行政指導をいう。第7項第4号において同じ。）に関する事務及び当該企業との間における契約の締結、履行等に関する事務が含まれていないこと。

四 任用予定期間が、従事する業務の遂行に必要な期間であって、その業務内容及び採用予定者に期待する業績の内

一12第18条第3項特定官職」という。）であるときは、当該採用に係る選考について規則8—12第18条第3項の規定による人事院との協議が成立したものとして取り扱うことができる。

一・二 (略)

(新設)

三 任用予定期間が、従事する業務の遂行に必要な期間であって、その業務内容及び採用予定者に期待する業績に応じ

容に応じたものであること。

五～七 (略)

- 5 任命権者は、前項の規定により任期を定めた採用について任期付職員法第3条第1項の規定による人事院の承認があったものとして取り扱った場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した実施状況報告書を人事院事務総長に提出するものとする。

一 採用官職（号俸又は俸給月額及び所属部課名）

二 当該官職に係る業務の内容

三 任期付職員の氏名

四 任期付職員の高度の専門的な知識経験の内容（資格、経歴、実務の経験等）

五 採用年月日及び任期

六 任期付職員を当該業務に当該期間を限って従事させる必要性

七 募集の時期並びに公募等の方法及び範囲

たものであること。

四～六 (略)

- 5 任命権者は、前項の規定により任期を定めた採用について任期付職員法第3条第1項の規定による人事院の承認があったものとして取り扱った場合には、遅滞なく、任期付職員法第3条第1項の規定による任期を定めた採用の実施状況報告書（別紙1の2の様式による。）を人事院事務総長に提出するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

八 選考委員会の構成及び選考の経緯

(新設)

九 当該官職が規則 8—1 2 第 7 条第 1 項に規定する特定官職である場合は、採用前 2 年以内の期間における刑事事件に関する起訴の有無

(新設)

6 任命権者は、任期付職員法第 3 条第 2 項の規定による承認を得ようとする場合には、次に掲げる書類を人事院事務総長に提出するものとする。

6 任命権者は、任期付職員法第 3 条第 2 項の規定による承認を得ようとする場合には、次に掲げる書類を人事院事務総長に提出するものとする。

一 次に掲げる事項を記載した承認申請書

一 任期付職員法第 3 条第 2 項の規定による任期を定めた採用の承認申請書（別紙 2 の様式による。）

(1) 採用予定官職（職務の級及び所属部課名）

(新設)

(2) 当該官職に係る業務の内容

(新設)

(3) 採用予定者の氏名

(新設)

(4) 採用予定者の専門的な知識経験の内容（資格、経歴、実務の経験等）

(新設)

(5) 任用予定期間

(新設)

(6) 採用予定者を当該業務に

(新設)

当該期間を限って従事させる必要性（任期付採用の根拠規定）

(7) 選考基準、選考方法及び選考結果の概要

二 （略）

7 任期付職員法第3条第2項の規定により任期を定めた採用を行う場合で、次の各号のいずれにも該当するときは、当該採用について同項の規定による人事院の承認があったものとして取り扱うことができる。

一 本省の課長補佐（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第34条第2項に規定する標準的な官職が、標準的な官職を定める政令（平成21年政令第30号）本則の表1の項第2欄第1号に掲げる部局又は機関等に存する同項第3欄第6号に掲げる職制上の段階又はこれと同等の職制上の段階をいう。）より上位の職制上の段階に属する官職への採用でないこと。

（新設）

二 （略）

（新設）

（新設）

二 採用予定者が、その従事する業務に必要な専門的な知識経験を有していることがその者の資格、経歴、実務の経験等により明らかであるもののうち、当該専門的な知識経験を必要とする業務に4年以上従事した経歴（我が国が加盟している国際機関における業務に従事することにより得られる専門的な知識経験が特に必要とされる業務に従事させる場合にあっては、当該国際機関における業務に通算して3年以上従事した経歴）を有しているものであること。

(新設)

三 採用予定者をその有する専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる必要がある場合であって、任期付職員法第3条第2項各号に掲げるいずれかに該当して、その者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときであること。

(新設)

四 採用予定者を従事させる業 (新設)

務に、採用予定日前3月以内の期間にその者が所属していた企業に対する処分等に関する事務及び当該企業との間における契約の締結、履行等に関する事務が含まれていないこと。

五 任用予定期間が、従事する (新設)

業務の遂行に必要な期間であって、その業務の内容に応じたものであること。

六 選考の対象者の募集が、公 (新設)

募又はこれに準ずる方法により行われていること。

七 選考が、規則8-1-2第1 (新設)

9条に規定する官職に係る能力及び適性の有無を的確に判定し得る複数の者によって構成される選考委員会の審査を経て行われていること。

8 任命権者は、前項の規定によ (新設)

り任期を定めた採用について任期付職員法第3条第2項の規定による人事院の承認があったものとして取り扱った場合には、

遅滞なく、次に掲げる事項を記載した実施状況報告書を人事院事務総長に提出するものとする。

一 採用官職（職務の級及び所属部課名）

（新設）

二 当該官職に係る業務の内容

（新設）

三 任期付職員の氏名

（新設）

四 任期付職員の専門的な知識経験の内容（資格、経歴、実務の経験等）

（新設）

五 採用年月日及び任期

（新設）

六 任期付職員を当該業務に当該期間を限って従事させる必要性（任期付採用の根拠規定）

（新設）

七 募集の時期並びに公募等の方法及び範囲

（新設）

八 選考委員会の構成及び選考の経緯

（新設）

9 任期付職員が採用により占めることとなる官職が規則 8—1 2 第 1 8 条第 3 項に規定する特定官職である場合における同項の規定による協議は、「任用関係の承認申請等の手続について（平成 2 1 年 3 月 1 8 日人企一

7 任期付職員が採用により占めることとなる官職が規則 8—1 2 第 1 8 条第 3 項特定官職である場合における規則 8—1 2 第 1 8 条第 3 項の規定による協議は、「任用関係の承認申請等の手続について（平成 2 1 年 3 月

537)」第4項の規定にかかわらず、第3項第1号又は第6項第1号に規定する承認申請書に、規則8—12第18条第3項の規定による協議を行う旨及び採用予定日前2年以内の期間における刑事事件に関する起訴の有無を併せて記載することにより行うものとする。

10 (略)

任期付職員法第4条第1項及び第5条第1項関係

1 (略)

2 任命権者は、任期付職員法第5条第1項の規定による承認を得ようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を人事院事務総長に提出するものとする。

二 任期付職員の氏名及び官職
(職務の級 (特定任期付職員
(任期付職員法第3条第1項

18日人企—537)」第4項の規定にかかわらず、任期付職員法第3条第1項の規定による任期を定めた採用等の承認申請書又は任期付職員法第3条第2項の規定による任期を定めた採用の承認申請書に、規則8—12第18条第3項の規定による協議を行う旨及び採用予定日前2年以内の期間における刑事事件に関する起訴の有無を併せて記載することにより行うものとする。

8 (略)

任期付職員法第4条第1項及び第5条第1項関係

1 (略)

2 任命権者は、任期付職員法第5条第1項の規定による承認を得ようとする場合には、別紙3の様式による任期の更新の承認申請書を人事院事務総長に提出するものとする。

(新設)

の規定により任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。）にあつては、号俸又は俸給月額。以下「職務の級等」という。）及び所属部課名

二 当該任期付職員が現に従事している業務の内容

三 更新を必要とする理由

四 当該任期付職員の採用年月日

五 更新予定期間

3 任期付職員法第5条第1項の規定により任期を更新する場合で、次のいずれにも該当することが任期付職員の業務の遂行の現況により明らかであるときは、当該任期の更新について同項の規定による人事院の承認があつたものとして取り扱うことができる。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

3 任期付職員法第5条第1項の規定により任期を更新する場合で、次のいずれにも該当することが任期付職員の業務の遂行の現況により明らかであるときは、当該任期の更新について同項の規定による人事院の承認があつたものとして取り扱うことができる。この場合において、任命権者は、遅滞なく、任期の更新の実施状況報告書（別紙3の2の様式による。）を人事院事務総長に提出するものとする。

一・二 (略)

<p><u>4 任命権者は、前項の規定により任期の更新について任期付職員法第5条第1項の規定による人事院の承認があったものとして取り扱った場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した実施状況報告書を人事院事務総長に提出するものとする。</u></p> <p><u>一 任期付職員の氏名及び官職</u> <u>(職務の級等及び所属部課名)</u></p> <p><u>二 当該任期付職員が現に従事している業務の内容</u></p> <p><u>三 更新を必要とする理由</u></p> <p><u>四 当該任期付職員の採用年月</u></p> <p><u>且</u></p> <p><u>五 更新期間</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>任期付職員法第6条関係</p> <p>1 任命権者は、任期付職員法第6条の規定による承認を得ようとする場合には、<u>次に掲げる事項を記載した承認申請書を人事院事務総長に提出するものとする。</u></p> <p><u>一 任期付職員の氏名及び官職</u> <u>(職務の級等及び所属部課名)</u></p>	<p>任期付職員法第6条関係</p> <p>1 任命権者は、任期付職員法第6条の規定による承認を得ようとする場合には、<u>別紙4の様式による他の官職への任用の承認申請書を人事院事務総長に提出するものとする。</u></p> <p>(新設)</p>

<p>二 <u>採用時の官職（職務の級等及び所属部課名）及び当該官職に係る業務の内容等（他の官職に任用しようとする者が特定任期付職員である場合にあっては、期待する業績の内容を含む。次号並びに第3項第2号及び第3号において同じ。）</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>三 <u>任用予定官職（職務の級等及び所属部課名）及び当該官職に係る業務の内容等</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>四 <u>当該任期付職員を他の官職に任用する必要性</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>五 <u>当該任期付職員の採用年月日及び任期</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>2 <u>任期付職員法第6条の規定により他の官職に任用する場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該任用について同条の規定による人事院の承認があったものとして取り扱うことができる。</u></p>	<p>2 <u>任期付職員法第6条の規定により他の官職に任用する場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該任用について同条の規定による人事院の承認があったものとして取り扱うことができる。この場合において、任命権者は、遅滞なく、他の官職への任用の実施</u></p>

一～三 (略)

四 任期付職員法第3条及び規

則第2条関係第7項の規定に
よりその採用について任期付
職員法第3条第2項の規定に
よる人事院の承認があったも
のとして取り扱った者を、そ
の者が占めていた官職におい
てその有する専門的な知識経
験を活用して従事していた業
務と同一又は類似の業務（そ
の者を当該業務に従事させる
場合であって、同項各号に掲
げるいずれかに該当して、期
間を限って従事させることが
公務の能率的運営を確保する
ために必要であるときのもの
に限る。）を行うことをその
職務の主たる内容とする他の
官職に任用するとき（第2号
に掲げるときを除く。）

3 任命権者は、前項の規定によ
り他の官職への任用について任

状況報告書（別紙4の2の様式
による。）を人事院事務総長に
提出するものとする。

一～三 (略)

(新設)

(新設)

期付職員法第6条の規定による
人事院の承認があったものとし
て取り扱った場合には、遅滞な
く、次に掲げる事項を記載した
実施状況報告書を人事院事務総
長に提出するものとする。

一 任期付職員の氏名及び官職
(職務の級等及び所属部課名
)

(新設)

二 採用時の官職(職務の級等
及び所属部課名)及び当該官
職に係る業務の内容等

(新設)

三 任用官職(職務の級等及び
所属部課名)及び当該官職に
係る業務の内容等

(新設)

四 当該任期付職員を他の官職
に任用する必要性

(新設)

五 当該任期付職員の採用年月
日及び任期

(新設)

任期付職員法第7条第2項及び第3
項並びに規則第6条関係

任期付職員法第7条第2項及び第3
項並びに規則第6条関係

1 任期付職員法第7条第2項及
び人事院規則23-0(任期付
職員の採用及び給与の特例)(
以下「規則」という。)第6条
の規定による号俸の決定に当た

1 任期付職員法第7条第2項及
び人事院規則23-0(任期付
職員の採用及び給与の特例)(
以下「規則」という。)第6条
の規定による号俸の決定に当た

っては、例えば、採用予定者の有する、弁護士、公認会計士等の資格、免許等を保持する者としての実績、論文、学会発表等を含む国内外の大学、研究所等における活動実績、専門的な知識経験等に基づく民間企業での実績等に対する社会における一般的な報酬、給与等の評価額、採用予定官職に係る業務の内容、職責等を考慮するものとする。

2 各庁の長は、任期付職員法第7条第3項の規定による承認を得ようとする場合には、任期付職員法第3条及び規則第2条関係第3項第1号に規定する承認申請書を人事院事務総長に提出するものとする。

3 任期付職員法第7条第2項及び第3項並びに規則第6条の規定による号俸及び俸給月額（以下この項において「号俸等」という。）の決定には、特定任期付職員の任期の中途においてその者の専門的な知識経験若しく

っては、例えば、採用予定者の有する、弁護士、公認会計士等の資格、免許等を保持する者としての実績、論文、学会発表等を含む国内外の大学、研究所等における活動実績、専門的な知識経験等に基づく民間企業での実績等に対する社会における一般的な報酬、給与等の評価額、採用予定官職に係る業務内容、職責等を考慮するものとする。

2 各庁の長は、任期付職員法第7条第3項の規定による承認を得ようとする場合には、任期付職員法第3条第1項の規定による任期を定めた採用等の承認申請書（別紙1の様式による。）を人事院事務総長に提出するものとする。

3 任期付職員法第7条第2項及び第3項並びに規則第6条の規定による号俸及び俸給月額（以下「号俸等」という。）の決定には、特定任期付職員（任期付職員法第7条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同

は識見の度又はその者が従事する業務の困難及び重要な度がより高度なものとなることに伴い、これらの規定により新たに号俸等を決定することが必要であると認められる場合における号俸等の決定が含まれる。

なお、各庁の長は、特定任期付職員の任期の中途において新たにその者の号俸を決定した場合には、遅滞なく、その号俸を人事院事務総長に報告するものとする。

じ。)の任期の中途においてその者の専門的な知識経験若しくは識見の度又はその者が従事する業務の困難及び重要な度がより高度なものとなることに伴い、これらの規定により新たに号俸等を決定することが必要であると認められる場合における号俸等の決定が含まれる。

なお、各庁の長は、特定任期付職員の任期の中途において新たにその者の号俸を決定した場合には、遅滞なく、その号俸を人事院事務総長に報告するものとする。

(別紙を削る)

別紙1

任期付職員法第3条第1項の規定による任期を定めた採用等の承認申請書

文書番号

令和 年 月 日

人事院事務総長 殿

申請者

任期付職員法第3条第1項及び第7条第3項の規定による任期を定めた採用等の承認について、下記のとおり申請します。

記

- 1 採用予定官職（号俸又は俸給月額及び所属部課名）
- 2 当該官職に係る業務（採用予定者に期待する業績）の内容
- 3 採用予定者の氏名
- 4 採用予定者の高度の専門的な知識経験又は優れた識見（資格、経歴、実務の経験等）の内容
- 5 任用予定期間
- 6 採用予定者を当該業務に当該期間を限って従事させる必要性
- 7 選考基準、選考方法及び選考結果の概要
- 8 任期付職員法第7条第3項の規定により承認を求める場合は、予定する俸給月額に決定しようとする理由

(別紙を削る)

別紙1の2

任期付職員法第3条第1項の規定による任期を定めた採用の実施状況報告書

文書番号

令和 年 月 日

人事院事務総長 殿

報告者

- 1 採用官職（号俸又は俸給月額及び所属部課名）
- 2 当該官職に係る業務の内容
- 3 任期付職員の氏名
- 4 任期付職員の高度の専門的な知識経験（資格、経歴、実務の経験等）の内容
- 5 採用年月日及び任期
- 6 任期付職員を当該業務に当該期間を限って従事させる必要性
- 7 募集の時期、公募等の方法及び範囲
- 8 選考委員会の構成及び選考の経緯
- 9 当該官職が規則8—12第7条第1項に規定する特定官職である場合は、採用前2年以内の期間における刑事事件に関する起訴の有無

(別紙を削る)

別紙2

任期付職員法第3条第2項の規定による任期を定めた採用の承認申請書

文書番号

令和 年 月 日

人事院事務総長 殿

申請者

任期付職員法第3条第2項の規定による任期を定めた採用の承認について、下記のとおり申請します。

記

- 1 採用予定官職（職務の級及び号俸並びに所属部課名）
- 2 当該官職に係る業務の内容
- 3 採用予定者の氏名
- 4 採用予定者の専門的な知識経験（資格、経歴、実務の経験等）の内容
- 5 任用予定期間
- 6 採用予定者を当該業務に当該期間を限って従事させる必要性（任期付採用の根拠規定）
- 7 選考基準、選考方法及び選考結果の概要

(別紙を削る)

別紙3

任期の更新の承認申請書

文書番号

令和 年 月 日

人事院事務総長 殿

申請者

任期付職員法第5条第1項の規定による任期の更新の承認について、
下記のとおり申請します。

記

- 1 任期付職員の氏名及び官職（職務の級及び所属部課名）
- 2 当該任期付職員が現に従事している業務の内容
- 3 更新を必要とする理由
- 4 当該任期付職員の採用年月日
- 5 更新予定期間

注）任期付職員法第3条第1項の規定により採用された職員については、「職務の級」の表示は号俸又は俸給月額とする。

(別紙を削る)

別紙3の2

任期の更新の実施状況報告書

文書番号

令和 年 月 日

人事院事務総長 殿

報告者

- 1 任期付職員の氏名及び官職（職務の級及び所属部課名）
- 2 当該任期付職員が現に従事している業務の内容
- 3 更新を必要とする理由
- 4 当該任期付職員の採用年月日
- 5 更新期間

注) 任期付職員法第3条第1項の規定により採用された職員については、「職務の級」の表示は号俸又は俸給月額とする。

(別紙を削る)

別紙4

他の官職への任用の承認申請書

文書番号

令和 年 月 日

人事院事務総長 殿

申請者

任期付職員法第6条の規定による他の官職への任用の承認について、
下記のとおり申請します。

記

- 1 任期付職員の氏名及び官職（職務の級及び所属部課名）
 - 2 採用時の官職（職務の級及び所属部課名）及び当該官職に係る業務の内容
 - 3 任用予定官職（職務の級及び所属部課名）及び当該官職に係る業務の内容
 - 4 当該任期付職員を他の官職に任用する必要性
 - 5 当該任期付職員の採用年月日及び任期
- 注) 1 任期付職員法第3条第1項の規定により採用された職員については、「職務の級」の表示は号俸又は俸給月額とする。
- 2 2及び3の業務の内容は、特定任期付職員にあつては期待する業績の内容を含む。

(別紙を削る)

別紙4の2

他の官職への任用の実施状況報告書

文書番号

令和 年 月 日

人事院事務総長 殿

報告者

- 1 任期付職員の氏名及び官職（職務の級及び所属部課名）
- 2 採用時の官職（職務の級及び所属部課名）及び当該官職に係る業務の内容
- 3 任用官職（職務の級及び所属部課名）及び当該官職に係る業務の内容
- 4 当該任期付職員を他の官職に任用する必要性
- 5 当該任期付職員の採用年月日及び任期

注) 1 任期付職員法第3条第1項の規定により採用された職員については、「職務の級」の表示は号俸又は俸給月額とする。

2 2及び3の業務の内容は、特定任期付職員にあっては期待する業績の内容を含む。

以 上